株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第三号様式

【表紙】

【提出書類】	変更報告書Ｎｏ．７
【根拠条文】	法第27条の26第2項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	三井住友信託銀行株式会社 取締役社長　常陰 均
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
【報告義務発生日】	平成２５年　3月　１５日
【提出日】	平成２５年　3月　２２日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	１名
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が１％以上減少

第１【発行者に関する事項】

発行者の名称	日本橋梁株式会社
証券コード	５９１２
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京，大阪

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	三井住友信託銀行株式会社
住所又は本店所在地	〒100-8233 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	大正１４年 ７月 ２８日
代表者氏名	常陰 均
代表者役職	取締役社長
事業内容	イ．信託業務・預金業務・貸付業務・外国為替業務・証券業務（公共債の売買等）他

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-8233 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 受託業務部 企画チーム 高田 克己
電話番号	０３－６２５６－３５２９

(2)【保有目的】

信託業務において、株券等の取得・処分の権限を有するもの。
投資一任契約において、株券等の取得・処分の権限を有するもの。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券又は投資証券等（株・口）			147,000
新株予約権証券（株）	A	－	H
新株予約権付社債券（株）	B	－	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 147,000
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） (O+P+Q-R-S)	T		１４７，０００
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成25年3月15日現在）	V	１２２，５１３，３９１
上記提出者の 株券等保有割合（%） (T/(U+V)×100)		０．１２
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		９．７７

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券等消費貸借契約（貸）（株・口）	
シティグループ証券株式会社	3,450
大和証券株式会社	100